

令和5年度平塚市環境共生モデル住宅普及促進パートナー

事業者選定プロポーザル審査要領

1 目的

この要領は、「令和5年度平塚市環境共生モデル住宅普及促進パートナー事業者選定プロポーザル」に係る事業者選定審査について定めることを目的とし、事業者選定審査は本要領に基づき行うものとする。

2 選定

事業者から提出された企画提案書等に基づき、環境部長、環境政策課課長、同課環境政策担当長、同課職員2人の計5人を審査員として、別紙に定める審査基準に基づき、書類審査を行う。

3 評価

- (1) 評価は運営体制、企画提案による総合評価とし、評価方法は、審査基準に基づく評価項目ごとに、各審査員が評価採点した数値の総合計により比較する。
- (2) 各審査員の持ち点については、審査基準の評価項目ごとの配点分とし、合計50点を満点とし、総合計点の満点は次のとおりとする。

審査員持ち点50点×5人＝250点（総合計点）

4 パートナー事業者の選定について

「3 評価」により評価項目の合計が総合計点の6割以上の点を得た者について、パートナー事業者として選定する。

5 審査結果の通知等について

審査結果は、本件プロポーザルに参加した全ての事業者に書面で通知する。

以 上

(別紙)

審査基準

各評価項目の審査基準は次のとおりとする。

1 宿泊体験の運営体制（30点）

（1）全体

- ・事業執行体制は十分な規模（人数）や経験（知見）を有しているか。
- ・応募者は会社規模や業種などから見て、提案事業を執行するに適切と思われるか。

（2）モデルハウス運営

- ・モデルハウスの管理体制（保険の有無含む）、体験者への配慮（新型コロナウイルスを含む感染症対策や事件、事故などの緊急事態への対応等）が示されているか。

2 宿泊体験への企画提案（15点）

（1）宿泊体験の事業内容

- ・体験者に対して、ZEHの有用性や機能の理解を深化するための工夫が見られるか。

（2）宿泊体験の受付

- ・体験希望者の受付について、どのような方法、体制で受付を行うか具体的に示されているか。

3 その他の独自事業への企画提案（5点）

（1）独創性

- ・本市と協働として事業を行うことによる独自の提案が示されているか。